

議案の概要と審議結果（賛成・・・○、反対・・・×）

平成26年第4回定例会（12月5日～12月22日）

会派略称

自 民＝自由民主党新宿区議会議員団
共 産＝日本共産党新宿区議会議員団
主 権＝区民主権の会
花マル＝新宿区議会花マルクラブ

公 明＝新宿区議会公明党
民無ク＝民主・無所属クラブ
社 会＝社会新宿区議会議員団

議 案 名			概 要		自民	公明	共産	民無ク	主権	社会	花マル	議決結果
区長提出議案（40件）	予算（3件）		平成26年度新宿区一般会計補正予算（第6号）	補正予算額:1億4,289万2千円、補正後予算額:1,438億6,563万8千円 補正の理由:衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費、一般会計における予備費を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
			平成26年度新宿区一般会計補正予算（第7号）	補正予算額:5,801万6千円、補正後予算額:1,439億2,365万4千円 補正の理由:報酬改定及び給与改定等に伴う増 等を計上	○	○	×	○	○	○	○	可決
			平成26年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	補正予算額:204万7千円、補正後予算額:66億4,185万3千円 補正の理由:給与改定等に伴う増を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
	条例の制定・改正（11件）		新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	新宿区議会議員の議員報酬の月額を改定する。	○	○	×	○	○	○	×	可決
			新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例	区長及び副区長の給料の月額を改定する。	○	○	×	○	○	○	○	可決
			新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	新宿区監査委員の給料及び報酬の月額を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	新宿区教育委員会の委員の報酬の月額を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例	新宿区教育長の給料の月額を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	職員の退職手当の調整額を改める。	○	○	○	○	○	○	○	可決
			児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	児童福祉法の改正に伴い、関係条例を整理する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例	学校休業期間を選択して利用できる学童クラブの利用区分を新たに設ける。	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿区立公園条例の一部を改正する条例	新宿中央公園に中央公園フットサル施設を設けることに伴い、所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	その他（25件）	公の施設の指定管理者の指定について	四谷地域センター（内藤町87）	…四谷地域センター運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			牛込笹筋地域センター（笹筋町15）	…牛込笹筋地域センター管理運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			榎町地域センター（早稲田町85）	…榎町地域センター管理運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			若松地域センター（若松町12-6）	…若松地域センター管理運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			大久保地域センター（大久保2-12-7）	…大久保地域センター管理運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			戸塚地域センター（高田馬場2-18-1）	…戸塚地域センター管理運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			落合第一地域センター（下落合4-6-7）	…落合第一地域センター管理運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			落合第二地域センター（中落合4-17-13）	…落合第二地域センター管理運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			柏木地域センター（北新宿2-3-7）	…柏木地域センター管理運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			角筈地域センター（西新宿4-33-7）	…角筈地域センター管理運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			百人町高齢者在宅サービスセンター（百人町3-30-2）	…社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○	○	○	○	○	○	可決
			東戸山高齢者在宅サービスセンター（戸山2-34-2）	…社会福祉法人アゼリヤ会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿福祉作業所（戸山1-22-2）	…社会福祉法人日本キリスト教奉仕団	○	○	○	○	○	○	○	可決
			高田馬場福祉作業所（高田馬場4-10-2）	…社会福祉法人東京都知的障害者育成会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			障害者生活支援センター（百人町4-4-2）	…医療法人財団厚生協会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			高田馬場シニア活動館（高田馬場3-39-29）	…特定非営利活動法人ワーカーズコープ	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿地域交流館（新宿5-3-13）	…生活協同組合・東京高齢協	○	○	○	○	○	○	○	可決
			山吹町地域交流館（山吹町342）	…生活協同組合・東京高齢協	○	○	○	○	○	○	○	可決
			上落合地域交流館（上落合2-28-8）	…生活協同組合・東京高齢協	○	○	○	○	○	○	○	可決
			高田馬場地域交流館（高田馬場1-4-17）	…社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○	○	○	○	○	○	可決
			かしわヴィレッジ（北新宿三丁目27番6号）	…社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○	○	○	○	○	○	可決
			北新宿地域交流館、北新宿第一児童館（北新宿2-3-7）	…テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社	○	○	○	○	○	○	○	可決
			高田馬場第一児童館（高田馬場3-18-21）	…株式会社サクセスアカデミー	○	○	○	○	○	○	○	可決
			上落合児童館（上落合2-28-8）	…テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社	○	○	○	○	○	○	○	可決
			中井児童館（中井1-8-12）	…株式会社キッズベースキャンプ	○	○	○	○	○	○	○	可決
	諮問（1件）	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見の聴取について	中村 雅 氏		○	○	○	○	○	○	○	決定
議員提出議案（2件）	意見書（2件）	地方税財源の拡充に関する意見書	住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその権限と責任に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。 しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないだけでなく、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10パーセントへの引上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとしている。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。併せて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念される。 新宿区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、急激に押し寄せる高齢化への対応や保育所持機児童の解消、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化、産業振興対策など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当ではない。 地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできないものである。 よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。		○	○	○	○	○	○	○	可決
		手話言語法（仮称）の制定を求める意見書	手話は、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙と文法体系をもつ言語です。聴覚障害者にとって手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、長い歴史のなかで大切に守られてきた。 しかしながら、わが国では、ろう学校で手話は禁止され、社会でも手話を使うことで差別されてきたという歴史がある。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。その障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。 また、同法第22条では国・地方公共団体に対して意思疎通支援施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、手話による意思疎通支援が行われ、どこでも自由に手話が使え、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境をつくるための法整備を国として実現することが必要である。 よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、可能な限り手話による情報の提供・獲得が行われ、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べるようにするとともに、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう、強く要請する。		○	○	○	○	○	○	○	可決